

## 広島赤十字・原爆病院ホームページバナー広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、広島赤十字・原爆病院（以下「病院」という）がインターネット上において公開しているホームページに掲載するバナー広告（以下「広告」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の許可)

第2条 広告は、病院を利用する患者・地域住民の生活における利便性の向上に寄与するものであって、次の各号に該当する場合、掲載を許可しないものとする。

- (1) 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、個人、団体等に関する主張、勧誘等を内容とするもの
- (4) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 法令違反行為又はそれらと関連が認められるもの
- (6) その他病院ホームページに掲載する広告として適当でないと病院が認めるもの

### (広告の規格等)

第3条 広告はバナー広告とし、その規格は、原則次のとおりとする。

- (1) 画像の大きさ 235×52 ピクセル
  - (2) 画像の形式 JPEG形式、PNG形式又はGIF形式（アニメーションGIFを除く。）
  - (3) 画像のデータ量 30キロバイト以下
- 2 広告を掲載する位置は、病院側判断とする。
- 3 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という）が同時に2枠以上掲載することはできないものとする。

### (広告掲載料)

第4条 広告の掲載料は、月額20,000円（税別）とする。

### (広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という）は、「広告掲載申込書」（別紙様式1）を経営企画課あてに提出するものとする。

- 2 前項の申込みがあったときは、決裁により掲載の可否を判断し、「広告掲載決定通知書」（別紙様式2）により申込者に通知するものとする。

### (広告掲載料の納付)

第6条 広告主は、前条第2項の規定により病院が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告主は、広告の原稿を病院が指定する方法により作成し、広告掲載希望日の10日前までに提出するものとする。

2 広告の原稿はデータでの提出に限るものとする。

(広告の掲載期間等)

第8条 広告の掲載期間は、6ヶ月単位とし、連続して掲載することができる期間は、最長で12ヶ月とする。ただし、再掲を防げない。

2 広告の掲載は、申請書類提出後の翌月最初の病院診察日からとする。ただし、前条第1項により、提出日より10日経過した時点で翌月最初の病院診察日を過ぎる場合、掲載は翌々月に持ち越される場合がある。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。広告の内容によって発生したいかなる損害等に関しても病院はその責を負わない。

(広告掲載料の返還)

第10条 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、病院の都合により広告を掲載することができなくなったとき、又は病院が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の取り下げ・取り消し)

第11条 広告主は自己の都合により、病院ホームページの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告掲載を取り下げるときは、広告主は「広告取り下げ届出書」(別紙様式3)を病院に提出しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当すると病院側が判断した場合は、広告主に通知することなく広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が第6条に規定する日までに広告掲載料を納付しなかった場合

(2) 広告からのリンク先として指定されたホームページ等が事前の連絡なく閉鎖された場合

(3) 広告主又は広告の内容が不相当であると病院が判断した場合

(4) その他広告主の広告を掲載することが不相当であると病院が判断した場合

4 広告掲載を取り下げ又は取り消した場合、前条の規定により、納付済みの広告掲載料は返還しない。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。